

奨学金の選考結果を受け取った皆さんへ

採用候補者となった方

- 現在は「採用候補者」で、進学後の手続きを経て採用となります。選考結果の封筒に同封された「採用候補者に決定した皆さんへ」、日本学生支援機構 HP 掲載の「採用候補者のしおり」をよく読み、進学前に準備をしたうえで、進学後速やかに必要な手続きを行ってください。

- 給付奨学金の対象者は、修学支援新制度における入学金及び授業料の減免も受けることができます。そのため、進学予定先の学校より、入学金や授業料の納付を猶予する判断材料とするために「採用候補者決定通知」のコピーの提出を求められることがあります。紛失してしまわないよう、十分にお気を付けください。

- もし「採用候補者決定通知」をなくしてしまった場合、スカラネットにて簡易版が印刷できます。こちらは、「採用候補者のしおり」5～6ページに詳細が掲載されています。

- 修学支援新制度を利用できる学校（進学先）は、毎年変動があります。文部科学省のHPにて確認をお願いします。

- 貸与奨学金における貸与月額は、進学後の「進学届」提出時に変更することができます。返還義務があるため、借り過ぎに注意し、真に必要な額をご確認ください。日本学生支援機構HPでは、「奨学金貸与・返還シュミレーション」にて将来の返還額を確認できます。

- 「選考結果」欄に「多子世帯」の印字がある場合、授業料減免が利用できます。具体的な申請手続きは、進学後に大学等の窓口で確認してください。

- 奨学金を辞退する場合、手続きは不要です。

採用候補者とならなかった方

○高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）と貸与奨学金は、進学後も募集（「在学採用」）を行っています。今回採用候補者とならなかった方は、進学後に再度申し込みが可能です。

○選考結果の採否に疑問がある場合、日本学生支援機構HPに掲載される「奨学生採用候補者の採否等に関するQ & A」をご覧ください。

今回選考が行われたのは、原則として、5月末までに申し込んだ方です。ただし、マイナンバーや「奨学金確認書兼地方税同意書」（青い封筒で提出いただいたもの）の不備等が理由で、選考が間に合わなかった方もいます。来月、再来月に再度選考結果の案内を出しますので、お待ちください。

また、今回の選考結果はスカラネット（奨学金の申込を行ったインターネットサイト）でも確認できます。